

鈴鹿市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日

鈴鹿市議会議長 野間 芳実

鈴鹿市議会規則第 1 号

鈴鹿市議会傍聴規則の一部を改正する規則

鈴鹿市議会傍聴規則（昭和 4 2 年鈴鹿市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(傍聴の手続) 第 3 条 略 2 略 3 報道関係者として議長が認めた者は、 <u>前 2 項の規定にかかわらず、傍聴することができる。</u>	(傍聴の手続) 第 3 条 略 2 略 3 報道関係者及び鈴鹿市職員で、議長から <u>傍聴章の交付を受けた者は、前 2 項の規定にかかわらず、これを係員に提示して傍聴することができる。</u> <u>(傍聴章の交付及び返還)</u> 第 4 条 <u>傍聴章は、会期ごとに交付する。</u> <u>2 傍聴章の交付を受けた者は、当該会期が 終つたときは返還しなければならない。</u>
第 4 条・第 5 条 略 (傍聴席に入ることができない者) 第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。 (1) <u>銃器その他危険な物を持っている者</u> (2) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすき</u>	第 5 条・第 6 条 略 (傍聴席に入ることができない者) 第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。 (1) <u>酒気を帯びていると認められる者</u> (2) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカー</u>

その他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがある
と認められる物を携帯し、又は着用して
いる者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4) 略

ド、旗又はのぼりの類を持っている者

(3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 大声を発する等騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻又は腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 略

(5) <u>その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u> <u>(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)</u> 第8条 <u>傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。</u>	(5) <u>前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</u>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。